

Q₂

輸出取引を行う際に注意しなければならない法的規制について教えてください。

A₂

輸出取引を開始する前には、日本および相手国の法的規制や、相手国の輸入関税について確認する必要があります。

1. 日本の輸出貿易管理制度について

日本の貿易管理は、WTO（世界貿易機関）の「自由貿易の原則」を柱としていますが、安全保障上の理由や、人命・希少動植物・天然資源の保護などの目的で、一定の法的規制を講じています。主な規制の概要は次の通りですが、それぞれ詳細な定めがありますので、実際に輸出を検討するには法令等をご確認下さい。

(1) 「外国為替及び外国貿易法」	
A. 経済産業大臣の許可を要するもの	
通常兵器・大量破壊兵器の関連部品等の輸出及び技術提供	
①リスト規制（貨物や技術に着目）	
②キャッチオール規制（補完的輸出規制、用途や需要者に着目）	
B. 経済産業大臣の承認を要するもの （品目により対象地域が限定されているものがあります）	
<ul style="list-style-type: none"> 国内需給調整物資 輸出取引秩序維持物資 輸出禁制物資 国際協定等により輸出規制を受ける物資 委託加工貿易物資 国連経済制裁に基づくもの 特定地域への特定貨物の輸出禁止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 配合飼料、うなぎの稚魚等 漁ろう設備を有する船舶等 偽造通貨、麻薬類、重要文化財等 絶滅の恐れのある野性動植物（ワシントン条約） オゾン層破壊物質（モントリオール議定書）等 海外での皮革製品等加工用原材料の輸出（国内産業保護のため） 制裁対象国への輸出 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出禁止措置
(2) 「輸出入取引法」	
相手国の知的財産権を侵害する貨物や、原産地を偽装した貨物など、「不公正な輸出取引」を禁止しています	
(3) その他の国内法による管理・規制	
「文化財保護法」、「廃棄物処理法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「関税法」等により個別に輸出規制を行っているものがあります	
(4) 条約や国際協定による管理・規制（主要なもの）	
<ul style="list-style-type: none"> ワシントン条約 モントリオール条約 バーゼル条約 ワッセナー・アレンジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧野生動植物の保護 オゾン層の保護 有害廃棄物の国外流出防止 地域の安定を損なう恐れのある通常兵器および関連汎用品等の輸出規制

2. 相手国の輸入関連規制について

相手国の輸入に関する法制度や貿易管理規制について、ジェットロや、各国の出先機関などの資料により、事前に調査します。

輸出相手国の規制に合致していることを証明するために、取引相手から各種の検査証明書 (Inspection Certificate) や原産地証明書 (Certificate of Origin) を要求される場合があります。その場合は、輸出前に検疫所や各種検査機関による検査を受けたり、各地の商工会議所で原産地証明書の発給を受けたりする必要があります。

また、近年EUを中心に、工業製品に関する環境規制が厳格化されています。電気機器に使用される有害物質を制限する「RoHS 指令」や、化学物質を規制する「REACH 規制」など、各地域で様々な規制が適用されていますので、輸出する製品がこれらの規制に準拠しているかどうか検証する必要があります。注意しなければなりません。

3. 関税について

貿易に関する法的規制の他に、相手国の輸入関税についても事前調査が必要です。全ての商品には、「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」(通称 HS 条約)に基づいて HS コードと呼ばれる分類番号が付されています。HS 適用国・地域 (約 200 の国・地域が適用) の関税はこの HS コードの分類によって決められていますので、輸出を行う商品の HS コードに基づいて、相手国の関税率を調査します。